



島根県報

平成16年 3 月31日 (水)
号外 第 64 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

訓 令

職員の勤務時間に関する規程の一部改正

(人 事 課)

訓

令

島根県訓令第10号

本 庁
地方機関

職員の勤務時間に関する規程（平成元年島根県訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成16年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

別表東京事務所の項中

しまねインフォメーション デスク担当職員
条例第 3 条第 1 項による。
月曜日から金曜日までのそ れぞれ午前10時30分から午 後 7 時15分までとする。

を

にほんばし島根館に勤務す る職員
条例第 3 条第 1 項による。
月曜日から金曜日までのそ れぞれ午前10時15分から午 後 7 時までとする。

に改める。

附 則

この訓令は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

